

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナイジェリア	小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	小学校建設計画を実施するために必要な 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	307,000千円 H17.3.31まで	H16.8.17 アブジャ で (同日)	日本側 松井啓在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 フアビア・オスジ教育大臣	H17.8.25 855号
ナイジェリア	カノ州給水計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	カノ州給水計画を実施するために必要な 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両及び機械の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の車両及び機械の操作指導に必要な役務の供与	356,000千円 H18.3.31まで	H17.7.11 アブジャ で (同日)	日本側 岩田義正在ナイジェリア臨時代理大使 ナイジェリア側 ムクタリ・シヤザリ水資源大臣	H17.8.17 804号
ナイジェリア	小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	小学校建設計画を実施するために必要な 1. 小学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	486,000千円 H18.3.31まで	H17.7.12 アブジャ で (同日)	日本側 岩田義正在ナイジェリア臨時代理大使 ナイジェリア側 チンクエ・ノラ・オバジ教育大臣	H17.8.16 787号
ナイジェリア	ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	ナイジェリアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むナイジェリアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H17.10.18 アブジャ で (同日)	日本側 田中映男在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 オルナイエ・アダニジ外務大臣	H17.11.2 1031号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。